年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 3件

山形厚生年金 事案 209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月24日から26年2月13日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申 立期間について脱退手当金を受給しているとの回答であった。

しかし、私は、当時勤務先で厚生年金保険に加入していたことすら知らなかったし、退職の際に退職金や結婚祝金を受け取ったり、脱退手当金の説明を受けたことも一切無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするとされているものの、社会保険庁の記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっていることが確認でき、通常、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念することは考え難い。

また、当該期間は申立期間とは別事業所ではあるものの、厚生年金保険被保険者台帳において同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、当該事業所において、申立人と同様に2回の被保険者期間を有し、 脱退手当金の受給記録がある女性一人については、未支給期間は存在しない など、申立人の記録に不自然さがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

山形国民年金 事案 259

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年5月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私の祖父が国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料を納付していたはずである。

実妹は、20歳から国民年金に加入し、昭和47年6月から51年4月までの国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間について、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その祖父が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入に直接関与していない上、祖父及び申立期間当時同居していた実母も既に死亡していることから、国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。また、申立人の実妹から聴取したが、申立人の主張を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市に照会したが、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料が得られない上、社会保険事務所において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は認められない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 260

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、 申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付してくれていた。 申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとされているにもか かわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているところ、妻の申立期間に係る保険料は昭和 56 年 7 月 31 日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された妻の「昭和56年分の給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除の欄には、妻が過年度納付した国民年金保険料の納付額が記載されているものの、一緒に納付したとする申立人の同申告書には保険料額の記載が無い上、「昭和56年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料控除額の申告による控除の欄にも申立期間に係る保険料額に相当する額の記載が見当たらない。

また、申立人の昭和56年以前の「給与所得者の保険料控除申告書」の記載 状況から、申立人が上記申告書等に申立期間に係る保険料額の記載を失念し たとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から聴取しても、申立期間当時の記憶が定かではなく、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料 (家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 261

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から 60 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、 申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の実父が納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その実父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が保険料の納付に直接関与していない上、実父も既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時同居していた申立人の実母及び実妹から聴取したが、 申立人の主張を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月25日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できないが、申立人は、戸籍の附票上、49年9月以降、住所の異動は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録上、申立人の実妹は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から 59 年6月までの期間については、国民年金に未加入とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。